

平成 2 8 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市行政不服審査法施行条例	1 行政不服審査法の施行に伴い、必要な事項を定めるもの 2 主な内容 (1) 審理員等に提出された書類等の写し等の交付に係る手数料に関する規定 (2) 松本市行政不服審査会の設置に関する規定 3 施 行 2 8 . 4 . 1
第 2 号	松本市情報公開・個人情報保護審査会条例	1 松本市情報公開・個人情報保護審査会の設置について必要な事項を定めるもの 2 主な内容 (1) 所掌事項 松本市情報公開条例及び松本市個人情報保護条例の規定による実施機関の諮問に応じた審査請求に係る調査審議等 (2) 組織 委員 3 人 3 施 行 2 8 . 4 . 1
第 3 号	行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	1 行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、関係条例を一括改正するもの 2 改正条例 (1) 松本市固定資産評価審査委員会条例 (2) 松本市職員の退職手当に関する条例 (3) 松本市行政手続条例 3 施 行 2 8 . 4 . 1

第 4 号	松本市消費生活センター条例	<p>1 消費者安全法の改正に伴い、松本市消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 名称及び位置に係る規定</p> <p>(2) 組織に関する規定</p> <p>(3) 情報の安全管理に係る規定</p> <p>3 施行 28.4.1</p>
第 5 号	松本市工業振興基金条例	<p>1 工業の振興を図るための事業に要する財源に充てるため、基金を設置するもの</p> <p>2 施行 公布の日</p>
第 6 号	松本市いじめ問題対策調査委員会条例	<p>1 いじめ問題対策調査委員会の設置について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 所掌事項 いじめ防止等のための対策に関することについて教育委員会の諮問に応じ、調査審議すること等</p> <p>(2) 組織 委員15人以内</p> <p>3 施行 28.4.1</p>

第 7 号	松本市職員の退職管理に関する条例	<p>1 地方公務員法の改正に伴い、再就職者による依頼等の規制等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 再就職者による依頼等の規制に関する規定</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>
第 8 号	松本市組織条例の一部を改正する条例	<p>1 組織の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 政策部及び地域づくり部の所掌事務の見直し</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>
第 9 号	松本市個人情報保護条例及び松本市情報公開条例の一部を改正する条例	<p>1 行政不服審査法の施行及び松本市情報公開・個人情報保護審査会の設置に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定を適用除外とする規定の追加</p> <p>(2) 松本市個人情報保護審査会の設置に関する規定の削除</p> <p>(3) 松本市情報公開審査会の設置に関する規定の削除</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>
第 10 号	証人、参考人等の費用弁償等の支給に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 農業委員会等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 引用条項の整理</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>

<p>第 1 1 号</p>	<p>松本市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 地方公務員法等の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 任命権者の報告事項の追加 ア 職員の人事評価の状況 イ 職員の退職管理の状況 (2) 公平委員会の報告事項 不利益処分に関する不服申立ての状況 → 不利益処分に関する審査請求の状況 3 施 行 28.4.1</p>
<p>第 1 2 号</p>	<p>松本市特別会計設置条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 特別会計の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 新松本臨空産業団地建設事業費の廃止 3 施 行 28.4.1</p>
<p>第 1 3 号</p>	<p>松本市市税条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 地方税法等の改正等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 徴収猶予に関する規定の整備 (2) 減免に係る規定の見直し 3 施 行 公布の日等</p>
<p>第 1 4 号</p>	<p>松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 地域密着型通所介護に関する規定の追加 (2) 認知症対応型通所介護に係る運営推進会議に関する規定の追加 (3) 引用条項の整理 3 施 行 28.4.1</p>

<p>第 1 5 号</p>	<p>松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護に係る運営推進会議に関する規定の追加</p> <p>(2) 引用条項の整理</p> <p>3 施 行 2 8 . 4 . 1</p>
<p>第 1 6 号</p>	<p>松本市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 地域包括支援センターの運営体制の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>直営センター以外のセンターに係る規定の削除</p> <p>3 施 行 2 8 . 4 . 1 等</p>
<p>第 1 7 号</p>	<p>松本市老人集会施設条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 老人集会施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>安曇大野田老人集いの家の廃止</p> <p>3 施 行 2 8 . 4 . 1</p>

第18号	松本市診療所条例の一部を改正する条例	<p>1 診療所の統合及び移転に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 松本市安曇大野川診療所の診療科 内科 → 内科及び歯科</p> <p>(2) 松本市安曇島々診療所の位置 松本市安曇1065番地1 → 松本市安曇1061番地1</p> <p>3 施行 28.4.1</p>
第19号	松本市児童遊園条例の一部を改正する条例	<p>1 禁止行為の追加等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加する禁止行為</p> <p>(1) 他人に危険を及ぼすおそれのある行為</p> <p>(2) 他人に著しく迷惑をかける行為</p> <p>(3) 児童遊園の管理上支障のある行為</p> <p>3 施行 28.4.1</p>
第20号	松本市農村公園条例の一部を改正する条例	<p>1 禁止行為の追加等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加する禁止行為</p> <p>(1) 他人に危険を及ぼすおそれのある行為</p> <p>(2) 他人に著しく迷惑をかける行為</p> <p>(3) 農村公園の管理上支障のある行為</p> <p>3 施行 28.4.1</p>
第21号	松本市商工業振興条例の一部を改正する条例	<p>1 中小企業信用保険法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 中小企業者の定義に係る規定の追加</p> <p>3 施行 公布の日</p>

第 2 2 号	松本市営市街地駐車場条例の一部を改正する条例	1 駐車使用料の引下げに係る期間の延長に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日までの間の特別駐車券に関する特例措置の追加 3 施 行 公布の日
第 2 3 号	松本市浅間温泉会館条例の一部を改正する条例	1 禁止行為の追加に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 追加する禁止行為 (1) 他人に危険を及ぼすおそれのある行為 (2) 他人に著しく迷惑をかける行為 (3) 広場の管理上支障のある行為 3 施 行 2 8 . 4 . 1
第 2 4 号	松本市美ヶ原温泉広場条例の一部を改正する条例	1 禁止行為の追加等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 追加する禁止行為 (1) 他人に危険を及ぼすおそれのある行為 (2) 他人に著しく迷惑をかける行為 (3) 温泉広場の管理上支障のある行為 3 施 行 2 8 . 4 . 1
第 2 5 号	松本市波田特産品直売施設条例の一部を改正する条例	1 直売施設の廃止に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 波田観光案内所の廃止 3 施 行 2 8 . 4 . 1

<p>第 2 6 号</p>	<p>松本市上高地観光施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 大規模改造工事による事業施設の更新に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 徳沢ロッジ 和室（市民以外・大人・1人・1泊2食）の料金 10,500円 → 16,000円</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>
<p>第 2 7 号</p>	<p>松本市都市公園条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 禁止行為の追加等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 追加する禁止行為 (1) 他人に危険を及ぼすおそれのある行為 (2) 他人に著しく迷惑をかける行為 (3) 都市公園の管理上支障のある行為</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>
<p>第 2 8 号</p>	<p>松本市建築審査会条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築基準法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 委員の任期に係る規定の追加</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>

第 2 9 号	松本市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に 伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査手数料の追加</p> <p>(2) エネルギー消費性能の認定に係る審査手数料の追加</p> <p>3 施 行 2 8 . 4 . 1 等</p>
第 3 0 号	松本市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例	<p>1 大規模改造工事による照明設備の更新に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>筑摩小学校体育館の照明使用料</p> <p>2 時間以内 1 5 0 円 → 3 0 0 円</p> <p>3 施 行 2 8 . 4 . 1</p>
第 3 1 号	松本市勤労青少年ホーム条例の一部を改正する条例	<p>1 勤労青少年福祉法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>引用法令の整理</p> <p>3 施 行 公布の日</p>

第 3 2 号	松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、及び附属機関の新設等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 期末手当の支給率の改定</p> <p style="text-align: right;">(単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="759 414 1461 651"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>1.475</td> <td>1.475</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.625</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.1</td> <td>3.15</td> <td>3.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 非常勤の職員の給与の追加</p> <p>3 施 行 公布の日等</p>	区分	改定前	改定後		平成 27 年度	平成 28 年度	6 月	1.475	1.475	1.5	12 月	1.625	1.675	1.65	計	3.1	3.15	3.15
区分	改定前	改定後																		
		平成 27 年度	平成 28 年度																	
6 月	1.475	1.475	1.5																	
12 月	1.625	1.675	1.65																	
計	3.1	3.15	3.15																	
第 3 3 号	松本市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>期末手当の支給率の改定</p> <p style="text-align: right;">(単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="746 1061 1449 1299"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>1.475</td> <td>1.475</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.625</td> <td>1.675</td> <td>1.65</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.1</td> <td>3.15</td> <td>3.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 公布の日等</p>	区分	改定前	改定後		平成 27 年度	平成 28 年度	6 月	1.475	1.475	1.5	12 月	1.625	1.675	1.65	計	3.1	3.15	3.15
区分	改定前	改定後																		
		平成 27 年度	平成 28 年度																	
6 月	1.475	1.475	1.5																	
12 月	1.625	1.675	1.65																	
計	3.1	3.15	3.15																	
第 3 4 号	松本市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 地方公務員災害補償法施行令の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>他の社会保障給付との調整に関する規定の見直し</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>																		

<p>第 3 5 号</p>	<p>松本市職員の分限に関する 条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 地方公務員法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 降任又は免職をすることができる場合の根拠 勤務成績の評定その他の実証 → 人事評価又は勤務の状況を示す事実 3 施 行 2 8 . 4 . 1</p>																		
<p>第 3 6 号</p>	<p>松本市職員の勤務時間及び 休暇等に関する条例の一部 を改正する条例</p>	<p>1 学校教育法の改正等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 育児のための早出遅出勤務を請求することができる職員に係 る規定の見直し 3 施 行 2 8 . 4 . 1</p>																		
<p>第 3 7 号</p>	<p>松本市職員の給与に関する 条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、及び地方公務員法の改正等に 伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 給料表の改定 平均引上率 0 . 4 % (2) 勤勉手当の支給率の改定 (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="759 1570 1461 1809"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>0.75</td> <td>0.75</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>0.75</td> <td>0.85</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1.5</td> <td>1.6</td> <td>1.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 等級別基準職務表の整備 (4) 引用条項の整理 3 施 行 公布の日等</p>	区分	改定前	改定後		平成 27 年度	平成 28 年度	6 月	0.75	0.75	0.8	12 月	0.75	0.85	0.8	計	1.5	1.6	1.6
区分	改定前	改定後																		
		平成 27 年度	平成 28 年度																	
6 月	0.75	0.75	0.8																	
12 月	0.75	0.85	0.8																	
計	1.5	1.6	1.6																	

第 3 8 号	松本市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 給料表の改定 引上額 1,000円</p> <p>(2) 期末手当の支給率の改定 (単位 月)</p> <table border="1" data-bbox="759 461 1461 701"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">改定前</th> <th colspan="2">改定後</th> </tr> <tr> <th>平成 27 年度</th> <th>平成 28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 月</td> <td>1.55</td> <td>1.55</td> <td>1.575</td> </tr> <tr> <td>12 月</td> <td>1.55</td> <td>1.60</td> <td>1.575</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>3.1</td> <td>3.15</td> <td>3.15</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 公布の日等</p>	区分	改定前	改定後		平成 27 年度	平成 28 年度	6 月	1.55	1.55	1.575	12 月	1.55	1.60	1.575	計	3.1	3.15	3.15
区分	改定前	改定後																		
		平成 27 年度	平成 28 年度																	
6 月	1.55	1.55	1.575																	
12 月	1.55	1.60	1.575																	
計	3.1	3.15	3.15																	
第 3 9 号	松本市職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 用語の定義の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 赴任の定義に係る規定の見直し</p> <p>3 施 行 公布の日</p>																		
第 4 0 号	松本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	<p>1 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 他の社会保障給付との調整に関する規定の見直し</p> <p>3 施 行 28.4.1</p>																		
第 4 1 号 } 第 5 5 号	平成 2 7 年度補正予算	<p>平成 2 7 年度一般会計補正予算</p> <p>平成 2 7 年度特別会計補正予算 (1 1 会計)</p> <p>平成 2 7 年度企業会計補正予算 (3 会計)</p>																		

<p>第 5 6 号 }</p> <p>第 7 2 号</p>	<p>平成 2 8 年度予算</p>	<p>平成 2 8 年度一般会計予算 平成 2 8 年度特別会計予算（1 2 会計） 平成 2 8 年度企業会計予算（4 会計）</p>
<p>第 7 3 号</p>	<p>工事請負契約の締結について（松本市立芝沢小学校大規模改造第 1 次整備事業第 1 期主体工事）</p>	<p>1 芝沢小学校の大規模改造をするもの 2 工事概要 普通・特別教室棟及び体育館の屋根、外壁及び床の改修等 3 請負金額 1 億 5,031 万 4,400 円 4 請 負 人 川窪建設(株) 5 竣工期限 2 8 . 1 1 . 3 0</p>
<p>第 7 4 号</p>	<p>工事請負契約の締結について（松本市立並柳小学校大規模改造第 1 次整備事業第 1 期主体工事）</p>	<p>1 並柳小学校の大規模改造をするもの 2 工事概要 普通教室棟及び体育館の屋根及び外壁の改修等 3 請負金額 1 億 5,830 万 6,400 円 4 請 負 人 (株)信成 5 竣工期限 2 8 . 1 0 . 3 1</p>

第75号	工事請負契約の締結について（松本市立清水小学校大規模改造第1次整備事業第2期主体工事）	1 清水小学校の大規模改造をするもの 2 工事概要 管理棟、特別教室棟及び体育館の屋根、外壁及び床の改修等 3 請負金額 1億6,718万4,000円 4 請負人 (株)アスピア 5 竣工期限 28.11.30
第76号	工事請負契約の締結について（松本市立菅野中学校大規模改造第1次整備事業第2期主体工事）	1 菅野中学校の大規模改造をするもの 2 工事概要 管理棟、特別教室棟及び柔剣道場の床の改修等 3 請負金額 1億8,014万4,000円 4 請負人 ハシバテクノス(株) 5 竣工期限 28.11.30
第77号	市有財産の取得について（松本城南・西外堀復元事業用地）	1 松本城南・西外堀復元事業用地として大手3丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 147.45㎡ 3 取得金額 1,055万7,420円 4 相手方 松本斉産土地(株) 外1人

第78号	市道の認定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 3路線 3 認定延長 164.76m
第79号	市道の廃止について	<ol style="list-style-type: none"> 1 路線の再編成に伴い、市道を廃止するもの 2 廃止路線数 1路線 3 廃止延長 117.23m
第80号	訴えの提起について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市営住宅明渡請求等の訴えの提起をするもの 2 訴えの内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市営住宅の明渡請求 (2) 滞納家賃等の支払請求
第81号	過疎地域自立促進計画の策定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づき、過疎地域自立促進計画を定めるもの 2 計画の内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 名 称 松本市過疎地域自立促進計画 (2) 計画期間 平成28年度～平成32年度 (3) 対象地域 四賀地区、安曇地区及び奈川地区 (4) 主な内容 <ol style="list-style-type: none"> ア 自立促進の基本方針 イ 対象地域の現状及び自立促進に関する対策
第82号	辺地に係る総合整備計画の策定について	<ol style="list-style-type: none"> 1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、辺地の整備を行うための総合整備計画を定めるもの 2 計画を定める辺地 安曇沢渡辺地 3 事業年度 平成28年度～平成30年度 4 事業費 5,430千円

第 8 3 号	公の施設の指定管理者の指定について（竜島温泉施設）の変更について	1 平成24年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定について（竜島温泉施設）の一部を変更するもの 2 変更内容 指定期間 25.4.1～30.3.31 → 25.4.1～29.3.31
第 8 4 号	公の施設の指定管理者の指定について（池上百竹亭）の変更について	1 平成25年12月定例会で議決された公の施設の指定管理者の指定について（池上百竹亭）の一部を変更するもの 2 変更内容 指定期間 26.4.1～31.3.31 → 26.4.1～29.3.31
第 8 5 号	公の施設の指定管理者の指定について（安曇老人憩の家銀山荘）	1 公の施設の指定管理者を指定するもの 2 指定する施設 安曇老人憩の家銀山荘 3 指定管理者に指定するもの 銀山荘を愛する会 4 指定期間 28.4.1～29.3.31

2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 1件

ア 道路事故にかかわるもの 1件